

## しんまちだよりネットワーク版

## 高齢者の金銭・財産管理

## ☆認知症になった場合の預金引き出し

民法では意思能力・判断能力が低下した人の法律行為は無効とすると規定されています。例えば、銀行は一人では手続きができないなど、認知症が疑われる高齢者には、不正から守るために口座から預金の引き出しをできなくする場合があります。急な入院費用の支払いのお金を家族がおろせない、などの事態がしばしばありました。しかし、昨年、認知症などでも介護費用や生活費、施設入居費など本人の利益が明らかな場合に限り、親族が本人の代わりに預金の引き出しを認めるという通達を全国銀行協会は加盟銀行に出しています。必要書類や取り扱いには各金融機関により違い、実際には骨の折れる作業になることも。銀行協会は「原則は成年後見制度の利用」を促しています。



## ☆成年後見制度とは

成年後見制度には判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、判断能力が十分にある時に備えておく「任意後見制度」の二通りがあります。成年後見制度は本人に代わり後見人が必要な契約を締結したり、財産を管理し、本人の保護を図るものです。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職のほか、家族も後見人になることができます。裁判所が後見人になる人を選任しますが、家族は本人のための支出と家族のための支出が混同しやすく、適切な財産管理ができないという観点から、近年、家族が選任される割合は20%以下に低下しています。専門職が選任された場合、後見人の報酬は最低月額2万円ほどかかります。

## ☆任意後見制度とは

成年後見制度に対し、任意後見制度はあらかじめ、自分で後見人を選べるという利点があります。自分の意思能力が十分にある時に自分が信頼できる人、家族や親しい友人など自分がいいと思った人を任意後見人として公正証書で契約書を作成しておきます。実際に後見人になった場合の報酬はこの契約書であらかじめ決めておくことができ、月額5千円～が一般的ですが、任意後見人には弁護士などの専門職を後見監督人として裁判所が選任し、月額3万程度の費用がかかります。

でも、全員が後見人を付ける必要はありません。あらかじめ家族とお金をどう管理していくか、財産管理をどうしていくかを話し合い、決めておくことをお勧めします。お身寄りのない方、財産がたくさんある方は、成年後見制度などの利用をご検討ください。

